

二、相关新信息

- 《反倾销价格承诺规则》、《反倾销退税规则》、《反倾销新出口商复审规则》公开征求意见..... 11

一、相关新法令、新政策

- 关于当前形势下审理民商事合同纠纷案件若干问题的指导意见

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法发〔2009〕40号
 【发布日期】2009-07-07
 【提示】该意见的主要内容包括：

慎重适用情势变更原则	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>严格审查当事人提出的“无法预见”的主张。</u> ▪ <u>合理区分情势变更与商业风险。</u> 主要注意衡量以下因素： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 风险类型是否属于社会一般观念上的事先无法预见； ➢ 风险程度是否远远超出正常人的合理预期； ➢ 风险是否可以防范和控制； ➢ 交易性质是否属于通常的“高风险高收益”范围等。 ▪ <u>在调整尺度的价值取向把握上，应遵循侧重于“保护守约方”的原则。</u>
合理调整违约金数额	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>法律依据：</u> 《合同法》第114条第二款和《<u>关于适用中华人民共和国合同法若干问题的解释（二）</u>》第29条等关于调整过高违约金的规定内容和精神。 ▪ 对于违约金数额过分高于违约造成损失的，应当坚持“以补偿性为主、以惩罚性为辅”的违约金性质，合理调整裁量幅度，切实防止以意思自治为由而完全放任当事人约定过高的违约金。 ▪ <u>衡量标准和因素的综合运用：</u> 调整过高违约金时，应当根据案件的具体情形，<u>以违约造成的损失为基准，综合衡量合同履行程度、当事人的过错、预期利益、当事人缔约地位强弱、是否适用格式合同或条款等多项因素，根据公平原则和诚实信用原则予以综合权衡。</u> ▪ <u>法官释明权的行使：</u> 违约方以合同不成立、合同未生效、合同无效或者不构成违约进行免责抗辩而未提出违约金调整请求的，法院可以就当事人是否需要主张违约金过高问题进行解释说明。 ▪ <u>举证责任的分配：</u>

二、関連する新情報

- 「アンチダンピング価格約束規則」、「アンチダンピング税金還付規則」、「アンチダンピング新輸出業者再審査規則」がパブリック意見を募集している。.... 11

一、関連する新法令、新政策

- 当面の情勢下における民・商事契約紛争案件を審理するにあたっての若干事項の指導意見

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法発〔2009〕40号
 【発布日】2009-07-07
 【コメント】本意見の主な内容は次の通りである。

情勢変更の原則を慎重に適用する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>当事者の「予見することができない」という主張を厳密に審査する。</u> ▪ <u>情勢変更と商業リスクを合理的に区分する。</u> 主に以下の要素を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リスク類型は社会一般観念上の事前予見不可に該当するか否か。 ➢ リスクの程度は正常な人の合理的予期をはるかに超えているか否か。 ➢ リスクの防止とコントロールは可能か否か。 ➢ 取引の性質は、通常の「高リスク・高収益」範囲に該当するか否か。 ▪ <u>価値基準の傾向把握を調整するにあたり、「契約遵守者の保護」に重きを置くという原則に従わなければならない。</u>
違約金の金額を合理的に調整する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>法的根拠</u> 「<u>契約法</u>」第114条第二項と「<u>中華人民共和国契約法を適用するにあたっての若干事項の解釈（二）</u>」第29条などの高すぎる違約金を調整するにあたっての規定内容と精神。 ▪ <u>違約金の金額が違約によってもたらされた損失をはるかに上回る場合、「補償性を主とし、懲罰性を付带的とする」違約金の性質を堅持し、裁量の幅を合理的に調整し、意思自治を理由に、当事者が高すぎる違約金を約定することを完全に放任することを適切に防止しなければならない。</u> ▪ <u>判断基準と要素の総合的運用</u> 高すぎる違約金を調整する際、案件の具体的実情に基づき、<u>違約によってもたらされた損失を基準とし、契約履行の程度、当事者の過失、逸失利益、当事者の締約地位の強弱につき、定型契約或いは約款などを適用しているか否かなどについて総合的に判断し、公平の原則と信義誠実の原則に則り、総合的に判断しなければならない。</u> ▪ <u>裁判官の釈明権行使</u> 違約者は、契約不成立、契約未発効、契約無効或いは違約を構成していないことをもって免責抗弁を行ったが違約金調整請求を

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 违约方对于违约金约定过高的主张承担举证责任； ➢ 非违约方主张违约金约定合理的，亦应提供相应的证据。 	<p>提起していない場合、法院は当事者が高すぎる違約金を主張する必要があるか否かについて釈明を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>挙証責任の分配</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 違約者は約定した違約金が高すぎるとい主張につき挙証責任を負う。 ➢ 遵守者は約定した違約金が合理的であると主張する場合、相応の証拠を提供しなければならない。
区分可得利益損失類型	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>類型划分：</u> 根据交易的性质、合同的目的等因素，可得利益损失主要分为生产利润损失、经营利润损失和转售利润损失等类型。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生产设备和原材料等买卖合同违约中，因出卖人违约而造成买受人的可得利益损失通常属于生产利润损失。 ➢ 承包经营、租赁经营合同以及提供服务或劳务的合同中，因一方违约造成的可得利益损失通常属于经营利润损失。 ➢ 先后系列买卖合同中，因原合同出卖方违约而造成其后的转售合同出售方的可得利益损失通常属于转售利润损失。 ■ <u>认定规则：</u> 计算和认定可得利益损失时，应当综合运用可预见规则、减损规则、损益相抵规则以及过失相抵规则等，从非违约方主张的可得利益赔偿总额中扣除违约方不可预见的损失、非违约方不当扩大的损失、非违约方因违约获得的利益、非违约方亦有过失所造成的损失以及必要的交易成本。 以下情形不适用上述可得利益损失规则： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 《合同法》第 113 条第二款规定的欺诈经营（应当适用《消费者权益保护法》）； ➢ 《合同法》第 114 条第一款规定的当事人约定损害赔偿的计算方法（应当按照当事人约定的计算方法认定）； ➢ 因违约导致人身伤亡、精神损害的（应当适用侵权行为法则）。 ■ <u>举证责任的分配：</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 违约方一般应当承担非违约方没有采取合理减损措施而导致损失扩大、非违约方因违约而获得利益以及非违约方亦有过失的举证责任； ➢ 非违约方应当承担其遭受的可得利益损失总额、必要的交易成本的举证责任； ➢ 可以预见的损失，既可以由非违约方举证，也可以由法院根据具体情况予以裁量。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>類型区分</u> 取引の性質、契約の目的などの要素に基づき、逸失利益は主に生産利潤損失、経営利潤損失と転売利潤損失などの類型に分けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産設備と原材料などの売買契約の違約において、売り手の違約により、買い手に逸失利益がもたらされた場合、生産利潤損失に該当する。 ➢ 請負経営、リース経営契約及びサービスあるいは役務を提供する契約において、当事者一方の違約により他方当事者に逸失利益がもたらされた場合、経営利潤損失に該当する。 ➢ 前後関係にある売買契約において、もとの契約の売り手の違約によって、その後の転売契約の売り手に逸失利益がもたらされた場合、転売利潤損失に該当する。 ■ <u>認定規則</u> 逸失利益を計算、認定する際、「予見可能規則、減損規則、損益控除規則及び過失控除規則などを総合的に用い、遵守者が逸失利益の賠償総額から違約者が予見できなかった損失、遵守者が不当に拡大した損失、遵守者が違約により取得した利益、遵守者の過失に起因する損失と取引に必要なコストを控除する。 以下の状況の場合、上述の逸失利益規則を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「契約法」第 113 条第二項規定の経営詐欺（「消費者権益保護法」を適用しなければならない）。 ➢ 「契約法」第 114 条第一項規定の当事者が約定する損害賠償の計算方法（当事者約定の計算方法にて認定しなければならない）。 ➢ 違約により人身死傷、精神的損害がもたらされた場合（権利侵害行為の法則を適用しなければならない）。 ■ <u>挙証責任の分配</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 違約者は、通常、遵守者が合理的な減損措置を講じなかったことに起因し生じた損失拡大、遵守者が違約により取得した利益、遵守者の過失につき、挙証責任を負わなければならない。 ➢ 遵守者は、自己の蒙った逸失利益の総額、取引に必要なコストの挙証責任を負わなければならない。 ➢ 予見可能の損失については、遵守者に

		<p>よる挙証も可能であり、また法院が具体的実情に基づき、裁量することも可能である。</p>
<p>严格认定表见代理行为</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>法律构成要件:</u> 根据《合同法》第 49 条的规定, 构成表见代理行为不仅要求代理人的无权代理行为在客观上形成具有代理权的表象, 而且要求<u>相对人在主观上善意且无过失地相信行为人有代理权。</u> 合同相对人主张构成表见代理的, 应当承担举证责任, 不仅应当举证证明代理行为存在诸如合同书、公章、印鉴等有权代理的客观表象形式要素, 而且应当证明“<u>其善意且无过失地相信行为人为具有代理权。</u>” ▪ <u>综合认定:</u> 在判断合同相对人主观上是否属于善意且无过失时, 应当结合合同缔结与履行过程中的各种因素综合判断合同相对人是否尽到合理注意义务, 此外还要考虑以下因素综合判断: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 合同的缔结时间; ➢ 以谁的名义签字; ➢ 是否盖有相关印章及印章真伪; ➢ 标的物的交付方式与地点; ➢ 购买的材料; ➢ 租赁的器材; ➢ 所借款项的用途; ➢ 建筑单位是否知道项目经理的行为; ➢ 是否参与合同履行等。 	<p>表見代理行為を嚴格に認定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>法的構成要件</u> 「契約法」第 49 条の規定に基づき、表見代理行為の構成には、代理人の無権代理行為が客観的に見て、代理権を有するという表象を形成することを要求し、又、<u>相手方が主観的に見て、行為者に代理権があると善意且つ過失なく信用することが要求される。</u> 契約の相手方が表見代理の構成を主張する場合、<u>挙証責任を負わなければならない</u>、代理行為には契約書、公印、印鑑などの有権代理の客観的表象形式要素が存在することを挙証し証明しなければならない。また、「それが行為者に代理権があると善意かつ過失なく信用する」ことを証明しなければならない。 ▪ <u>総合認定</u> 契約の相手方が主観的に善意且つ無過失に該当するかどうかを判断する際、契約締結と履行過程における各種の要素を踏まえ、契約の相手方は合理的な注意義務を履行しているか否かにつき総合的に判断しなければならない。このほか、以下の要素についても総合的に判断しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 契約の締結日。 ➢ 誰の名義にて署名したか。 ➢ かかる印章が押されているか、印章は本物であるか。 ➢ 目的物の引渡し方法と場所。 ➢ 購買の材料。 ➢ リース対象の機材。 ➢ 借入金の用途。 ➢ 建築単位は、プロジェクトマネージャーの行為について了解しているか否か。 ➢ 契約履行に参加しているか否かなど。
<p>正确适用强制性规定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>注意区分效力性强制规定和管理性强制规定。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 违反效力性强制规定的, 法院应当认定合同无效; ➢ 违反管理性强制规定的, 法院应当根据具体情形认定其效力。 	<p>強行規定を正確に適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>効力性強行規定と管理性強行規定の違いに注意する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 効力性強行規定に違反する場合、法院は契約無効を認定しなければならない。 ➢ 管理性強行規定に違反する場合、法院は、具体的実情に基づき、その効力を認定しなければならない。
<p>合理适用不安抗辩权规则</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一方当事人已经履行全部交付义务, 虽然约定的价款期限尚未到期, 但其诉请付款方支付未到期价款的, <u>如有确切证据证明以下情形之一的, 除非付款方已经提供适当的担保, 法院可以根据《合同法》第 68 条第一款、第 69 条、第 94 条第 (二) 项、第 108 条、第 167 条等规定精神, 判令付款期限已到期或者加速到期。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 付款方明确表示不履行给付价款义务的; 	<p>不安抗弁權の規則を合理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 一方当事者がすべての引渡し義務を履行しており、約定の代金期限はまだ到来していないが、代金支払い者に期限が到来していない代金の支払いを求める場合、以下のいずれかを証明する適切な証拠があり、代金支払い者が適切な担保を提供していない場合、法院は、「契約法」第 68 条第一項、第 69 条、第 94 条第 (二) 号、第 108 条、第 167 条などの規定する精神に基づき、<u>代金支払い期限がすでに到来している或いは期限の到来を早める旨の判決を下すことができる。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 付款方被吊销营业执照、被注销、被有关部门撤销、处于歇业状态的； ➢ 付款方转移财产、抽逃资金以逃避债务的； ➢ 付款方丧失商业信誉的； ➢ 付款方以自己的行为表明不履行给付价款义务的其他情形的。
--	--

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于当前形势下审理民商事合同纠纷案件若干问题的指导意见
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136970
 最高人民法院民二庭负责人答记者问
<http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=365284>

的に適用する。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 代金支払い者が代金給付義務の不履行を明確に表明した場合。 ➢ 代金支払い者が営業許可証を取り上げられている、抹消されている、関係部門に取り消されている、休眠状態にある場合。 ➢ 代金支払い者が、財産移転、資金の引き出しにより債務から逃れようとする場合。 ➢ 代金支払い者が商業信用を喪失した場合。 ➢ 代金支払い者が自己の行為により給付義務不履行を表明するその他の状況。
---------	---

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 当面の情勢下における民商事契約紛争案件を審理するにあたっての若干事項の指導意見
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136970
 最高人民法院民二庭責任者の記者質問への回答
<http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=365284>

● 关于当前形势下进一步做好房地产纠纷案件审判工作的指导意见

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法发〔2009〕42号
 【发布日期】2009-07-09
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://rmfwb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130294>

● 当面の情勢下における不動産紛争案件の審判作業を一層貫徹することについての指導意見

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法発〔2009〕42号
 【発布日】2009-07-09
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://rmfwb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130294>

● 关于境外机构境内外汇账户管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇综发〔2009〕29号
 【发布日期】2009-07-13
 【实施日期】2009-08-01
 【提示】该通知对境外机构境内外汇账户的开立、使用等进行了规定。主要内容包括：

适用范围	<ul style="list-style-type: none"> ○ 境外（含港澳台）机构在中国境内中资或外资银行开立、使用外汇帐户，适用该通知。 × 境外机构和境外个人在中国境内开立、使用离岸账户，以及境外个人在境内开立、使用外汇账户，不适用该通知。 ▪ 合格境外机构投资者外汇账户、外国投资者专用外汇账户、境外机构 B 股外汇账户等的开立、使用和关闭，国家外汇管理局已有规定的，从其规定；没有规定的，适用该通知。
账户	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 境内银行为境外机构开立外汇账户，应当审核境外机构在境外合法注册成立的

● 国外機構の国内外貨口座管理に関する事項の通知

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯綜発〔2009〕29号
 【発布日】2009-07-13
 【施行日】2009-08-01
 【コメント】本通知は国外機構の国内外貨口座開設、使用などについて規定を行っている。主な内容は次の通りである。

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外（香港マカオ台湾を含む）機構が中国国内の中資或いは外資銀行にて開設、使用する外貨口座は、本通知を適用する。 × 国外機構と国外個人が中国国内にて、オフショア口座を開設、使用する、及び国外個人が国内にて外貨口座を開設、使用する場合、本通知を適用しない。 ▪ 適格国外機構投資者の外貨口座、外国投資者専用外貨口座、国外機構 B 株外貨口座などの開設、使用、閉鎖については、国家外貨管理局による規定がある場合、その規定に従う。規定がない場合、本通知を適用する。
口座	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内銀行が国外機構に外貨口座を開設する場合、国外機構が国外にて合法的に登録

管理	<p>证明文件等开户资料。</p> <ul style="list-style-type: none"> 境内机构和境内个人与境外机构境内外汇账户之间的外汇收支，按照跨境交易进行管理。境内银行应审核境内机构和境内个人有效商业单据和凭证后办理。 境外机构境内外汇账户从境内外收汇、相互之间划转、与离岸账户之间划转或者向境外支付，境内银行可以根据客户指令等直接办理，但国家外汇管理局另有规定除外。 未经注册所在地国家外汇管理局分局、管理部批准，不得从境外机构境内外汇账户存取外币现钞，不得直接或者变相将该外汇账户内资金结汇。
----	---

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于境外机构境内外汇账户管理有关问题的通知
http://www.gov.cn/qzdt/2009-07/13/content_1364519.htm
 国家外汇管理局负责人答记者问
http://www.gov.cn/qzdt/2009-07/13/content_1364516.htm

管理	<p>し成立した証明文書などの口座開設資料を審査しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内機構、国内個人と国外機構の国内外貨口座間の外貨収支は、クロスボーダー取引に基づき管理する。国内銀行が国内機構と国内個人の有効な商業文書と証憑を審査し取り扱わなければならない。 国外機構の国内外貨口座の国内外からの外貨受取、相互間の振り替え、オフショア口座間の振り替え或いは国外への支払いについては、国内銀行は顧客の要求に基づき直接取り扱うことができる。但し国家外貨管理局に別途規定がある場合を除く。 登録地の国家外貨管理局分局、管理部の許可なしに、国外機構の国内外貨口座からの外貨キャッシュの預金と引き出しを行ったり、当該外貨口座内の資金の決済を直接あるいは形を変えて行ったりしてはならない。
----	---

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 国外機構の国内外貨口座管理に関する事項の通知
http://www.gov.cn/qzdt/2009-07/13/content_1364519.htm
 国家外貨管理局責任者の記者質問への回答
http://www.gov.cn/qzdt/2009-07/13/content_1364516.htm

● **强制性产品认证管理规定**

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
 【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令 第 117 号
 【发布日期】2009-07-03
 【实施日期】2009-09-01
 【提示】该规定与原《强制性产品认证管理规定》（国家质量监督检验检疫总局令 第 5 号；2001 年 12 月 03 日发布，自 2009 年 09 月 01 日起废止）相比，进行了全面和较大幅度的修改。这些改动主要包括：

总则	<p>增加：</p> <ul style="list-style-type: none"> 明确《认证认可条例》等法律依据。 明确从事强制性产品认证活动的机构及其人员的保密义务。 将原《强制性产品认证管理规定》第二章“组织机构”的内容吸收入本章。 <p>修改：</p> <ul style="list-style-type: none"> 明确国家质检总局主管全国强制性产品认证工作，以及国家质检总局与国家认监委之间的各自职权。
认证实施	<p>增加：</p> <ul style="list-style-type: none"> 委托其他企业生产列入目录产品的，委托企业或者被委托企业均可以向认证机构进行认证委托。 认证委托人应当保证其提供的样品与实际生产的产品一致，认证机构应当对认证委托人提供样品的真实性进行审查。

● **强制性製品認証管理規定**

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
 【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令 第 117 号
 【発布日】2009-07-03
 【施行日】2009-09-01
 【コメント】本規定は旧「强制性製品認証管理規定」（国家品質監督検査検疫総局令 第 5 号。2001 年 12 月 3 日に発布し、2009 年 9 月 1 日より廃止）と比較し、全面且つ大幅な改正が行われた。その主な改正内容は次の通りである。

総則	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 「認証認可条例」などの法的根拠を明確にしている。 强制性製品認証活動を行う機構とその職員の守秘義務を明確にしている。 旧「强制性製品認証管理規定」第二章の「組織機構」の内容を本章に吸収させている。 <p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家品質検査検疫総局が全国の强制性製品認証作業を主管すること及び国家品質検査検疫総局と国家認証認可監督管理委員会間の職権を明確にしている。
認証実施	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> その他企業に目録内製品の生産を委託し、委託企業或いは受託企業は認証機構に認証委託を行うことができる。 認証委託者は、それが提供したサンプルと実際に生産する製品が一致することを保証しなければならない、認証機構は認証委託者が提

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 认证机构及其有关人员应当对检查结论、认证结论负责。 <p><u>修改:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对认证程序的规定更加详细。
认证证书和认证标志	<p><u>增加:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确认证证书的有效期为5年。 ▪ 明确认证标志的基本图案。 ▪ 对认证证书的变更、扩展的规定。 <p><u>修改:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对认证证书的注销、暂停、撤销的规定。 ▪ 对认证标志的样式(包括基本图案、认证种类标注)、使用的规定更加详细。
监督管理	<p><u>增加:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家认证认可监督管理委员会、各地质检行政部门对企业的具体监管。 ▪ 产品召回制度(包括主动召回和责令召回)。 ▪ 入境时无需办理强制性产品认证的5种情形。 ▪ 可申请免于办理强制性产品认证的情形。 ▪ 国家认证认可监督管理委员会对指定认证机构的具体监管。
罚则	<p><u>增加:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家认监委和地方质检两局及其工作人员违法行为的处罚。 ▪ 责令企业限期改正的情形及逾期未改正的处罚。 ▪ 责令指定认定机构改正的情形,情节严重的,撤销指定。 <p><u>修改:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对企业的违法行为及处罚的规定更加详细。 ▪ 对指定认定机构出具虚假结论等的处罚的规定更加详细。 <p>相关增加和修改,主要依据《认证认可条例》进行。</p>

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2009/200907/t20090716_122032.htm

- [关于加强创业投资企业备案管理、严格规范创业投资企业募资行为的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改财金〔2009〕1827号

	<p>供したサンプルの信憑性について審査しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認証機構とその関係職員は検査結果、認証結果に責任を負わなければならない。 <p><u>改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認証手順が更に詳細に規定されている。
認証証書と認証マーク	<p><u>追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認証証書の有効期限(5年間)が明確にされている。 ▪ 認証マークの基本的图案が明確にされている。 ▪ 認証証書の変更、更新について規定されている。 <p><u>改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認証証書の抹消、一時使用停止、取消について規定されている。 ▪ 認証マークの形(基本的图案、認証種類の表示)、使用について更に詳細に規定されている。
监督管理	<p><u>追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家認証認可監督管理委員会、各地の品質監督検査検疫行政部門の企業に対する具体的監督管理。 ▪ 製品リコール制度(自主的リコールと命令を受けたリコールを含む)。 ▪ 中国入国の際、強制性製品認証が不要となる5種類の状況。 ▪ 強制性製品認証免除を申請することができる状況。 ▪ 国家認証認可監督管理委員会の指定認証機構に対する具体的監督管理。
罰則	<p><u>追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家認証認可監督管理委員会と地方の品質技術管理部門、地方の出入国検査検疫機関とその職員の違法行為に対する処罰。 ▪ 企業に期限を定めて是正するよう命じる状況と期限を過ぎてても是正しなかった場合の処罰。 ▪ 指定認定機構に是正するよう命じる状況、状況が深刻な場合の指定取消し。 <p><u>改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業の違法行為と処罰規定が更に詳細に規定されている。。 ▪ 指定認定機構が虚偽の結論などを出した場合の処罰規定が更に詳細に規定されている。。 <p>関係する追加と改正は、主に「認証認可条例」に基づき行われている。</p>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2009/200907/t20090716_122032.htm

- [ベンチャーキャピタル企業の届出管理を強化し、ベンチャーキャピタル企業の資金調達行為を厳格に規範化することについての通知](#)

【発布機関】国家発展と改革委員会
【発布番号】発改財金〔2009〕1827号

【发布日期】2009-07-10

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2009tz/t20090717_291476.htm

● 关于内外资鼓励项目免税确认审批有关问题的通知

【发布单位】海关总署、国家发展和改革委员会

【发布文号】署税发〔2009〕290号

【发布日期】2009-07-07

【提示】该通知要求海关和项目审批部门严格办理项目确认和鼓励类内外资投资项目项下进口设备的减免税工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/t20090717_291410.htm

● 限期治理管理办法（试行）

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环境保护部令 第 6 号

【发布日期】2009-07-08

【实施日期】2009-09-01

【提示】该办法对限期治理的决定程序、执行与督察、解除程序等进行了规定。根据该办法，排污单位的污染源有下列情形之一的，适用限期治理：

1. 排放水污染物超过国家或者地方规定的水污染物排放标准的；
2. 排放国务院或者省、自治区、直辖市人民政府确定实施总量削减和控制的重点水污染物，超过总量控制指标的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mep.gov.cn/info/bgw/bl/200907/t20090713_155074.htm

● 关于调整进口废物管理目录的公告

【发布单位】环境保护部、商务部、国家发展和改革委员会、海关总署、国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】环境保护部、商务部、国家发展和改革委员会、海关总署、国家质量监督检验检疫总局公告 2009 年第 36 号

【发布日期】2009-07-03

【实施日期】2009-08-01

【提示】该公告修订并发布了新版《禁止进口固体废物目录》、《限制进口类可用作原料的固体废物目录》和《自动许可

【発布日】2009-07-10

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2009tz/t20090717_291476.htm

● 内資、外資奨励プロジェクト免税確認審査許可関連事項についての通知

【発布期間】税関総署、国家発展と改革委員会

【発布番号】署税発〔2009〕290号

【発布日】2009-07-07

【コメント】本通知において、税関とプロジェクト審査許可部門にプロジェクト確認と奨励類の内資、外資投資プロジェクト下における設備輸入の減免税作業を厳密に行うよう要求している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/t20090717_291410.htm

● 期限付きの整備管理弁法（試行）

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環境保護部令 第 6 号

【発布日】2009-07-08

【施行日】2009-09-01

【コメント】本弁法は、期限付きの整備の決定手順、執行と監督査察、解除手順などについて規定している。本弁法に基づき、污水排出単位の污染源に下記のいずれかがある場合、期限付きの整備を適用する。

1. 水汚染物の排出が国家或いは地方規定の水汚染物排出基準を超える場合。
2. 國務院或いは省、自治区、直轄市人民政府が総量削減と制御の実施を確定した重点水汚染物を排出し、総量制御指標を超える場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mep.gov.cn/info/bgw/bl/200907/t20090713_155074.htm

● 廃棄物輸入管理リスト調整についての公告

【発布機関】環境保護部、商務部、国家発展と改革委員会、税関総署、国家品質監督検査検査総局

【発布番号】環境保護部、商務部、国家発展と改革委員会、税関総署、国家品質監督検査検査総局公告 2009 年第 36 号

【発布日】2009-07-03

【施行日】2009-08-01

【コメント】本公告は「輸入禁止の固形廃棄物リスト」、「輸入制限類の原料となり得る固形廃棄物リスト」と「自動許可輸入類の原料

进口类可用作原料的固体废物目录》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bgg/200907/t20090716_156257.htm

● [关于跨境贸易人民币结算中国国际收支统计申报有关事宜的通知](#)

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇综发〔2009〕90号

【发布日期】2009-07-06

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/gzdt/2009-07/13/content_1364363.htm

● [境内机构境外直接投资外汇管理规定](#)

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2009〕30号

【发布日期】2009-07-13

【实施日期】2009-08-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040400000000000,29&id=4

● [关于做好外商投资商业企业审批和备案工作的通知](#)

【发布单位】商务部

【发布文号】商资函〔2008〕94号

【发布日期】2009-01-24

【提 示】根据该通知：

1. 外商投资商业企业的经营范围应注明“不涉及国营贸易管理商品，涉及配额、许可证管理商品的，按国家有关规定办理申请”。
2. 经营范围涉及商业特许经营的，须注明“以特许经营方式从事商业活动”。

【备 注】关于外商投资商业企业的备案，实践中一般要求办理企业设立或已设企业变更申请时随其它材料一起提交《商业企业信息备案表》（样式示例如下：

<http://eservices.jiading.gov.cn/jdportal2006/DownLoad.aspx?AttachmentID=305>）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.fiet.gov.cn/html/20090416/407338.html>

となり得る固形廃棄物リスト」の修正を行い新しいバージョンのリストを發布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bgg/200907/t20090716_156257.htm

● [クロスボーダー取引人民元決済における国際収支統計申告関連事項についての通知](#)

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯綜発〔2009〕90号

【発 布 日】2009-07-06

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2009-07/13/content_1364363.htm

● [国内機構国外直接投資外貨管理規定](#)

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2009〕30号

【発 布 日】2009-07-13

【施 行 日】2009-08-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040400000000000,29&id=4

● [外商投資商業企業審査許可と届出作業の貫徹に関する通知](#)

【発布機関】商務部

【発布番号】商資函〔2008〕94号

【発 布 日】2009-01-24

【コメント】本通知に基づき、以下の内容が義務付けられている。

1. 外商投資商業企業の経営範囲には、「国営貿易管理商品に及ばず、割当額、許可証管理商品に及ぶ場合、国家関連規定に基づき申請する」旨を明記しなければならない。
2. 経営範囲が商業フランチャイズ経営に及ぶ場合、「フランチャイズ経営方式にて商業活動を営む」旨を明記しなければならない。

【備 考】外商投資商業企業の届出は、実践において、通常、企業設立或いはすでに設立している企業の変更申請をする際、他の資料と一緒に「商業企業情報届出表」（様式は以下の通りである

<http://eservices.jiading.gov.cn/jdportal2006/DownLoad.aspx?AttachmentID=305>）を提出するよう求められる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.fiet.gov.cn/html/20090416/407338.html>

● 关于下放本市外资商业企业审批权并做好备案工作的通知（上海）

【发布单位】上海市商务委员会
 【发布文号】沪商外资（2009）304号
 【发布日期】2009-05-12
 【实施日期】2009-05-12
 【提示】根据该通知，以下事项由区县政府和授权外资审批部门审批，出具批复并换发批准证书：

下放事项	下放事项应符合的条件
符合条件的以下事项： 1. 外资商业企业的设立和变更事项； 2. 已设外资商业企业的变更、跨区设立分支机构； 3. 外商投资企业在境内投资商业领域。	1. 投资总额 3000 万美元以下； 2. 不涉及钢铁、贵金属、铁矿石、燃料油、天然橡胶、图书、报纸、期刊、成品油、药品、汽车、农药、农膜、盐、烟草、化肥、粮食、植物油、食糖、棉花、音像制品、原油、氧化铝等 23 种重要商品； 3. 不涉及零售和无店铺销售。

【法令全文】目前，相关官方网站尚无法找到该法令全文。如需法令全文，请和里兆律师事务所联系。

● 上海市外資商業企業審查許可權を委譲し届出作業を貫徹することについて通知（上海）

【発布機関】上海市商務委員会
 【発布番号】滬商外資〔2009〕304号
 【発布日】2009-05-12
 【施行日】2009-05-12
 【コメント】本通知に基づき、以下の事項は、区県政府と権利を付与された外資審査許可部門が審査許可を行い、返答書を発行し、批准証書の交換発行を行う。

委譲事項	委譲事項が適合しなければならない条件
条件に適合する以下の事項： 1. 外資商業企業の設立と変更事項。 2. すでに設立した外資商業企業の変更、区を跨り設立された分支機構。 3. 外商投資企業が国内にて投資している商業分野。	1. 投資総額が 3000 万米ドル以下である。 2. 鉄鋼、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム、図書、新聞、定期刊行物、製品油、薬品、自動車、農業用フィルム、塩、たばこ、化学肥料、穀物、植物油、砂糖、綿花、音声映像製品、原油、酸化アルミニウムなどの 23 種類の重要商品に及ばない。 3. 小売業と無店舗販売に及ばない。

【法令全文】現時点において、関係する政府ウェブサイトにおいて本法令の全文は掲載されておりません。法令全文をご覧になりたい場合、里兆法律事務所にご連絡ください。

● 关于进一步做好外商投资企业跨区迁移和商业企业设立分支机构审批工作的通知（上海）

【发布单位】上海市商务委员会
 【发布文号】沪商项目（2009）185号
 【发布日期】2009-03-25
 【提示】根据该通知：

外商投资企业跨区迁移的审批程序	1. 企业向迁入地商务主管部门提出申请； 2. 迁入地外资审批机关收到申请后，应在 5 个工作日内征求迁出地外资审批机关意见； 3. 迁出地外资审批机关应在收到征求意见函后的 5 个工作日内回复，如不回复，视为同意； 4. 迁入地外资审批机关收到意见后，应在 3 个工作日内作出批复。
保证企业正常跨区搬迁	对于企业经营活动中正常的、合理的搬迁要求，外资审批机关应按照上述程序办理，不需要征询财税部门的意见，不得设置其它障碍阻挠。 严格禁止企业“非正常跨区搬迁”。区县通过提供与企业税收直接挂钩的返

● 外商投資企業の区を跨る移転と商業企業の分支機構設立審査許可作業を一層貫徹することについての通知（上海）

【発布機関】上海市商務委員会
 【発布番号】滬商プロジェクト〔2009〕185号
 【発布日】2009-03-25
 【コメント】本通知によると次の通りである。

外商投資企業の区を跨る移転の審査許可手順	1. 企業が移転先の商務主管部门に申請する。 2. 移転先の外資審査許可機関が申請を受理後、5 業務日以内に移転元の外資審査許可機関に意見を募る。 3. 移転元の外資審査許可機関が意見募集書を受理後、5 業務日以内に返答し、もし返答しない場合、同意したものとみなす。 4. 移転先の外資審査許可機関が意見を受理後、3 業務日以内に返答書を発行する。
企業の正常な区を跨る移転	企業経営活動における正常且つ合理的な移転要求について、外資審査許可機関は上述の手順に基づき取り扱い、财税部門の意見を募る必要がなく、その他の障碍となるものを設置してはならない。 企業の「不正常な区を跨る移転」を厳禁す

	<p><u>还政策、或各项财政扶持政策“拉企业”造成的企业搬迁，将被视为“非正常跨区搬迁”，区县相关部门可能因此面临惩罚性措施。</u></p>
支持 外商 商业 企业 连锁 经营	<ul style="list-style-type: none"> 在外资审批环节，原则上对一个外商在上海只批准设立一家外商商业企业； 支持外商商业企业开展连锁经营，涉及的财税问题，按《大型商业连锁经营企业财力分配试行办法》执行，外资审批机关不得以税收等原因要求设立独立法人企业。

【法令全文】目前，相关官方网站尚无法找到该法令全文。如需法令全文，请和里兆律师事务所联系。

- 上海市人民政府贯彻国务院关于进一步推进长江三角洲地区改革开放和经济社会发展指导意见的实施意见（上海）

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2009〕33号

【发布日期】2009-07-04

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19028.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 《反倾销价格承诺规则》、《反倾销退税规则》、《反倾销新出口商复审规则》公开征求意见

商务部日前公布《反倾销价格承诺规则》（征求意见稿）、《反倾销退税规则》（征求意见稿）、《反倾销新出口商复审规则》（征求意见稿），并公开征求意见（截止日期为2009年08月10日）。

（里兆律师事务所2009年07月17日整理编写）

を 保 証 す る	<p>る。区県が企業租税と直接関係のある返還措置、或いは各種の財政支援措置「企業勧誘」を提供したことにより、企業移転が発生した場合、「不正な区を跨る移転」と見なされ、区県関係部門は、懲罰的措置を受ける恐れがある。</p>
外資 商業 企業 のチ ェ ン 経 営 を 支 持 す る	<ul style="list-style-type: none"> 外資審査許可段階においては、原則として一人の外商は、上海にて外資商業企業を一社しか設立することができない。 外資商業企業のチェーン経営展開を支持し、かかる財税事項については、「大型商業チェーン経営企業財力分配試行弁法」に基づき執行し、外資審査許可機関は、租税などの原因により独立法人企業を設立することを要求してはならない。

【法令全文】現時点において、関係する政府ウェブサイトにおいて本法令の全文は掲載されておりません。法令全文をご覧になりたい場合、里兆法律事務所にご連絡ください。

- 上海市人民政府が国務院の長江デルタ区域の改革解放と経済社会発展を一層推進することの指導意見を貫徹するための実施意見（上海）

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2009〕33号

【発布日】2009-07-04

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19028.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 「アンチダンピング価格約束規則」、「アンチダンピング税金還付規則」、「アンチダンピング新輸出業者再審査規則」がパブリック意見を募集している。

先頃、商務部が「アンチダンピング価格約束規則」（意見募集案）、「アンチダンピング税金還付規則」（意見募集案）、「アンチダンピング新輸出業者再審査規則」（意見募集案）を公布し、パブリック意見を募集している（締め切りは2009年8月10日である）。

（里兆法律事務所が2009年7月17日付けで整理作成）